

周産期専門医資格認定試験 告示

一般社団法人日本周産期・新生児医学会「周産期専門医資格認定試験実施規定」に示す専門医認定のための資格認定試験を下記のように実施する。

平成 26 年 3 月 14 日
一般社団法人日本周産期・新生児医学会
理事長 田村 正徳
専門医制度委員会 委員長 松田 義雄
副委員長 楠田 聡

第 8 回周産期専門医(新生児)資格認定試験

第 6 回周産期専門医(母体・胎児)資格認定試験

—実施要項—

I. 受験資格

周産期専門医資格認定試験を受験できる方の資格には、1. 専攻医、2. 暫定指導医(要件充足または要件未充足)、3. 両方経験、の 3 種類がある。

暫定指導医: 暫定指導医としての期間が 3 年以上で、「6 か月以上指導した専攻医が 2 名以上あり、そのうちの 1 名以上が、周産期専門医試験に合格している」という要件を充たした暫定指導医(要件充足)または上記の要件を充たしていない暫定指導医(要件未充足)(両者で出願書類の様式が違う)

両方経験: 異動等により暫定指導医が専攻医に、あるいは専攻医が暫定指導医になった場合

1. 専攻医としての受験資格

- (1) 日本国の医師免許(医籍)を有する。
- (2) 基本学会である日本小児科学会、日本産科婦人科学会のいずれかの専門医である。
- (3) 資格認定試験を受験する時点で 3 年以上継続して日本周産期・新生児医学会会員であり、会費を完納している。
- (4) 基本学会専門医資格を取得後、認定施設における 3 年間の研修を終了し、規則付則に定める必要研修症例数を有している。
- (5) 研修の届出を行い、研修年次報告書を毎年提出している。
- (6) 研修期間中に認定施設を異動した場合、および指導医が交代した場合、変更届(様式 1-4)を提出している。
- (7) 所定の単位を取得している。(詳細は【単位の解説】参照)

2. 暫定指導医としての受験資格

- (1) 日本国の医師免許(医籍)を有する。
- (2) 基本学会である日本小児科学会、日本産科婦人科学会のいずれかの専門医である。

- (3) 資格認定試験を受験する時点で3年以上継続して日本周産期・新生児医学会会員であり、会費を完納している。
- (4) 暫定指導医としての期間が3年以上である。
- (5) 規則施行細則第20条の指導医の責務と業務を果たしている。
- (6) 施設年次報告書を毎年提出している。
- (7) 規則施行細則第23条による取消処分を受けていない。
- (8) 所定の単位を取得している。(詳細は【単位の解説】参照)

3. 両方経験している場合の受験資格

- (1) 日本国の医師免許(医籍)を有する。
- (2) 基本学会である日本小児科学会、日本産科婦人科学会のいずれかの専門医である。
- (3) 資格認定試験を受験する時点で3年以上継続して日本周産期・新生児医学会会員であり、会費を完納している。
- (4) 暫定指導医と専攻医期間を合算して3年以上の期間を有する。
- (5) 暫定指導医期間中は規則施行細則第20条の指導医の責務と業務を果たしている。
- (6) 暫定指導医期間中は施設年次報告書を毎年提出している。
- (7) 暫定指導医期間中に規則施行細則第23条による取消処分を受けていない。
- (8) 研修期間中に認定施設の異動があった場合、および指導医が交代した場合、変更届(様式1-4)を提出している。
- (9) 専攻医期間は、研修の届出を行い、研修年次報告書を毎年提出している。
- (10) 所定の単位を取得している。(詳細は【単位の解説】参照)

II. 受験出願書類

受験出願書類は受験資格によって1. 専攻医用, 2. 暫定指導医用の2種類がある。受験資格を確認の上、出願期間内に日本周産期・新生児医学会事務局宛に簡易書留で送付する。

1. 専攻医用(専攻医, 暫定指導医〈要件未充足〉, 両方経験)

1) 専攻医の場合

2) 暫定指導医(要件未充足)の場合

3) 両方経験している場合

(1) 周産期専門医資格認定試験受験出願書

(2) 施設および指導医の記録

1)は専攻医用, 2)は専攻医以外

(3) 研修症例記録簿

(4) 症例要約簿

症例要約簿は原本とコピーを3組(計4部)作成して同封する

(5) 指導医による専攻医の研修評価記録簿(専攻医のみ提出)

(6) 専攻医による指導医についての指導評価記録簿(専攻医のみ提出)

- (7) 研修単位となる業績一覧
- (8) 日本国医師免許のコピー
- (9) 日本小児科学会・日本産科婦人科学会いずれかの専門医認定証のコピー(現在有効)
- (10) 受験料の振込票のコピー
- (11) 返信用封筒(角 2 サイズ 332×240mm・宛名明記・140 円分の切手貼付)

2. 暫定指導医(要件充足)用

- (1) 周産期専門医資格認定試験受験出願書
- (2) 専攻医および専門医の記録
- (3) 症例要約簿
症例要約簿は原本とコピーを 3 組(計 4 部)作成して同封する
- (4) 研修単位となる業績一覧
- (5) 日本国医師免許のコピー
- (6) 日本小児科学会・日本産科婦人科学会いずれかの専門医認定証のコピー(現在有効)
- (7) 受験料の振込票のコピー
- (8) 返信用封筒(角 2 サイズ 332×240mm・宛名明記・140 円分の切手貼付)

Ⅲ. 受験料

30,000 円 (郵便振替あるいは銀行振込で下記口座へ納入する.)

(銀行の場合)

三菱東京 UFJ 銀行 蒲田支店

店番 117 普通預金口座番号 2127802

一般社団法人日本周産期・新生児医学会専門医制度委員会

ネットバンキングの場合の口座名称

シヤ)ニホンシユウサンキ シンセイジイガクカイ(全てカタカナ全角)

(誤)シャ→(正)シヤ

(郵便局の場合)

口座番号 00100-6-704183

口座名称 一般社団法人日本周産期・新生児医学会専門医制度委員会

他の金融機関からの振込用口座番号 ○一九(ゼロイチキユウ)店 当座 0704183

Ⅳ. 出願期間

- (1) 2014 年 4 月 1 日(火)~2014 年 6 月 15 日(日) (当日消印有効)
- (2) 提出された出願書類に著しい不備, 不足等があった場合, 受理しないことがある. また, 訂正・再提出を求めることもあるが, 指定期限内に到着しない時は受験資格を失う.
- (3) 受験料はいかなる事由があっても返還しない.
- (4) 出願書類の受理通知は 10 日以内にメールで送信するので, 届かない場合は必ず事務局

に問い合わせる。 拝受メールがなく、連絡のない場合は、受験資格を失うこともある。

V. 試験科目

(1) 筆答試験

医師国家試験方式の MCQ 形式に準じたもの

(一般問題, 共通問題, 長文問題, 計 90 題 110 問)

(2) 口頭試験

提出された症例要約の中から 2 症例について, 2 人の試験官による試問。

(3) 小論文(600~800 字, 事前提出, テーマは受験票送付時<9 月>に案内)

VI. 試験日程と試験会場

日 時:2014 年 10 月 19 日(日)

午前:筆答試験 午後:口頭試験

会 場:東京

VII. 合否決定

専門医試験委員会は試験の適否を, 専門医認定委員会は試験結果の評価と受験者に関する諸資料を総合して合否の決定を行う。

VIII. 合格発表

ホームページ及び機関誌に発表する。

IX. 専門医の登録

(1) 合格者は, 登録料 20,000 円を添えて学会に登録を申請する。

(2) 学会は, 上記登録申請のあった者に対しては, 学会の専門医として登録するとともに専門医認定証を交付する。

X. 次回試験の予定

2015 年 10 月の第 2~第 3 週の日曜日に東京で開催する。

XI. 問合せ先・書類の送付先

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 2-30 日本周産期・新生児医学会 専門医係
TEL 03(5228)2074 FAX 03(5228)2104 E-mail:senmoni@jspm.org

【単位の解説】(研修単位となる業績について)

以下の項目の合計が 30 単位以上、かつ*の合計が 20 単位以上であること。

(1) 研修単位 10 単位/回

- 1) 周産期・新生児学に関連した学術論文を査読制度のある雑誌に筆頭著者または corresponding author として発表し、それを専門医認定委員会が認めた場合*
- 2) 以下のいずれかへの学術集会への参加(筆頭演者としての発表があれば 5 単位を追加)
日本周産期・新生児医学会*
日本周産期・新生児医学会周産期学シンポジウム*
- 3) 国内外を問わず、周産期・新生児学に関連する学会または研究会に参加して筆頭演者として発表し、専門医認定委員会が認めた場合

(2) 研修単位 5 単位/回

以下のいずれかの学術集会への参加(筆頭演者としての発表があれば 5 単位を追加)

- 日本産科婦人科学会(地方会も含む)
- 日本小児科学会(地方会も含む)
- 日本小児外科学会
- 日本未熟児新生児学会
- 日本未熟児新生児学会教育セミナー
- 日本麻酔学会
- 日本母体胎児医学会
- 日本糖尿病・妊娠学会

- (3) 2013 年度までに参加した学会または研究会の単位は、上記規定に関わらず、研修開始後に取得した単位を承認する。

【暫定措置規定(2014年2月)の主な変更点】

- (1) 基幹認定施設での 6 か月の研修の廃止。

上記により、2014 年度から暫定措置申請が廃止となる。

- (2) 暫定指導医の受験資格の変更

6 か月以上指導した専攻医が 2 名以上ありそのうちの 1 名以上が専門医に合格していなくても、暫定指導医としての期間が 3 年以上あれば、ほぼ専攻医と同じ申請書を提出することで、受験資格を認める。今まで通り暫定指導医として受験する場合は、申請書類はより簡便なものとなる。

- (3) 学会への参加や発表、論文等を「研修単位となる業績」としてスコア化した。